

質問第七九号

政府の利用する検索エンジンに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月十八日

古賀之士

参議院議長 伊達忠一殿



政府の利用する検索エンジンに関する質問主意書

政府職員が業務遂行に当たり政府のネットワークシステムを通じて利用する検索エンジンについて、平成二十七年三月二十七日の参議院予算委員会において、菅義偉国務大臣は、「検索利用サービスによって政府組織の傾向、そういうものが推測をされる可能性があるということは、それは事実だというふうには私も思っていますし、こうした課題に対応するために、利用する者の部署が特定できないような形で検索サービスを利用する仕組みを設けるなど、まず技術的な観点からの検討を進めていく必要があるというふうに思いますし、また、利用約款の在り方についても、そこは重く受け止めて対応していきたいというふうに思います。」と答弁している。この答弁以後、政府はどのような検討及び対応を行ったかを示されたい。あわせて、今後の対応方針を示されたい。

右質問する。

